

土岐市税を一時に納付できない方のために猶予制度があります

換価の猶予

土岐市税を一時に納付することにより、
事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは…



その土岐市税の納期限から1年以内に、土岐市役所税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請により、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)

※申請する土岐市税以外に、すでに滞納となっている土岐市税がある場合には、原則とし、申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する土岐市税について適用されます。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、土岐市長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

納税の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合をいいます。

- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

などにより、土岐市税を一時に納付することができないときは…



土岐市役所税務課に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請により、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)

※土岐市税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための減免の制度があります。

※上記⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった土岐市税の納期限までに申請する必要があります。

猶予が認められると・・・

- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

その他

○制度の詳細及び申請の手続きなどの詳細については、土岐市役所税務課納税係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

土岐市役所 税務課 納税係 0572-54-1111(内線 146-148)